

証券コード：5104  
2023年5月30日

株 主 各 位

神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目1番3号

日東化工株式会社  
取締役社長 春山孝造

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり、決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決議事項

#### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2023年6月21日を効力発生日として普通株式626,000株を1株に併合することといたしました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、定款変更の内容は後記のとおりであります。

#### 第3号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案どおり春山 孝造、中作 憲展、望月 洋介の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり取締役を退任された坂下 尚彦氏に対する在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等については取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

## 定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>15,000,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>24株</u>とする。</p>
<p>第7条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>単元株式数</u>) 第8条 本会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>単元未満株式の買増</u>) 第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すことを本会社に請求することができる。 2 前項の請求があった場合において、本会社が売渡すべき数の株式を有しないときは本会社は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>単元未満株主の権利</u>) 第10条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利</p>	<p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="150 165 471 190">第11条から第12条（条文省略）</p> <p data-bbox="161 197 311 222"><u>（基 準 日）</u></p> <p data-bbox="150 229 547 411">第13条 <u>本公司は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p data-bbox="183 418 547 694">2 <u>前項その他定款に定める場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	<p data-bbox="570 165 891 190">第8条から第9条（現行どおり）</p> <p data-bbox="732 197 804 222">（削除）</p>
<p data-bbox="150 705 471 730">第14条から第16条（条文省略）</p> <p data-bbox="161 737 356 763"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="150 770 547 887">第17条 <u>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="183 894 547 1107">2 <u>本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>	<p data-bbox="570 705 913 730">第10条から第12条（現行どおり）</p> <p data-bbox="732 737 804 763">（削除）</p>
<p data-bbox="150 1117 471 1142">第18条から第47条（条文省略）</p>	<p data-bbox="570 1117 913 1142">第13条から第42条（現行どおり）</p>